

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	地域づくり推進課
処分の 名称	体験交流施設大津島海の郷 使用料の減額又は免除
処分権者	市長
根拠規定	周南市体験交流施設大津島海の郷条例第14条
基準規定	周南市体験交流施設大津島海の郷条例第14条 周南市体験交流施設大津島海の郷条例施行規則第4条第1項・第2項;別表第2;別表第3
審査基準	1 周南市体験交流施設大津島海の郷条例第14条 （使用料の減額又は免除） 第14条 市長は、特別な理由があると認めたときは、使用料を減額し、又は免除することができる。 2 周南市体験交流施設大津島海の郷条例施行規則第4条第1項、第2項、別表第2、別表第3 （使用料の減額又は免除） 第4条 条例第14条の規定による使用料の減額又は免除は、次の各号に掲げるときとする。 （1） 市が主催又は共催するとき。 （2） 市以外の官公庁が使用するとき。 （3） 市内の公共的団体が使用するとき。 （4） 学校等（学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び高等専門学校をいう。以下同じ。）の児童、生徒又は学生を主な構成員とする団体が、教育目的で使用するとき。 （5） その他市長が特に必要があると認めるとき。 2 前項に規定する使用料の減額又は免除は、次の各号に掲げる使用料に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。 （1） 条例別表第2の1 宿泊をする場合の表その他の項使用料（1泊1人につき）の欄に定める使用料 別表第2のとおり減額する。 （2） 条例別表第2の2 宿泊をしない場合の表研修室1の部その他の項使用料（1時間当たり）の欄、同表研修室2の部その他の項使用料（1時間当たり）の欄及び同表体育館の部その他の項使用料（1時間当たり）の欄に定める使用料 別表第3のとおり減額し、又は免除する。 （3） 条例別表第2の3 研修室1及び研修室2の冷暖房使用料（宿泊をしない場合に限る。）の表に定める冷暖房使用料 前項第1号に掲げるときは免除する。 別表第2、別表第3は略
標準処理 期間	14日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	地域づくり推進課
処分の 名称	大津島ふれあいセンターの使用料の還付
処分権者	市長
根拠規定	周南市大津島ふれあいセンター条例第9条ただし書
基準規定	周南市大津島ふれあいセンター条例第9条ただし書 周南市大津島ふれあいセンター条例施行規則第6条第1項
審査基準	1 周南市大津島ふれあいセンター条例第9条ただし書 （使用料の還付） 第9条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。 2 周南市大津島ふれあいセンター条例施行規則第6条第1項 （使用料の還付） 第6条 条例第9条ただし書の規定により使用料を還付する場合は、天災地変その他使用者の責めに帰すことができない理由により使用できなくなったときとする。
標準処理 期間	14日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	地域づくり推進課
処分の 名称	大津島ふれあいセンターの使用料の減額又は免除
処分権者	市長
根拠規定	周南市大津島ふれあいセンター条例第8条第3項
基準規定	周南市大津島ふれあいセンター条例第8条第3項 周南市大津島ふれあいセンター条例施行規則第5条第1項・第2項;別表第2;別表第3
審査基準	1 周南市大津島ふれあいセンター条例第8条第3項 (使用料) 第8条 3 市長は、特別な必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。 2 周南市大津島ふれあいセンター条例施行規則第5条第5項、第3項、別表第2、別表第3 (使用料の減額又は免除) 第5条 条例第8条第3項の規定による使用料の減額又は免除は、次の各号に掲げるときとする。 (1) 市が主催又は共催するとき。 (2) 施設の設置目的にそって、市内の公共的団体が使用するとき。 (3) 市以外の官公庁が使用するとき。 (4) その他市長が特に必要があると認めたとき。 2 前項に規定する使用料の減額又は免除は、次の各号に掲げる使用料に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。 (1) 条例別表第2の1 宿泊をする場合の表その他の項使用料（1泊1人につき）の欄に定める使用料 別表第2のとおり減額する。 (2) 条例別表第2の2 宿泊をしない場合の表宿泊棟の部その他の項使用料（1時間当たり）の欄及び管理棟（研修室）の部その他の項使用料（1時間当たり）の欄に定める使用料 別表第3のとおり減額し、又は免除する。 (3) 条例別表第2の3 宿泊棟及び管理等（研修室）の冷暖房使用料（宿泊をしない場合に限る。）の表に定める冷暖房使用料 前項第1号に掲げるときは免除する。 別表第2、別表第3は略
標準処理 期間	14日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	地域づくり推進課
処分の 名称	大津島ふれあいセンターの使用の許可（許可事項変更の許可）
処分権者	指定管理者
根拠規定	周南市大津島ふれあいセンター条例第6条第1項
基準規定	周南市大津島ふれあいセンター条例第6条第2項;第6条第3項
審査基準	周南市大津島ふれあいセンター条例第6条第2項、第3項 （使用の許可） 第6条 2 指定管理者は、センターを使用しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは使用を許可しない。 (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。 (2) 施設、備品等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。 (3) 管理上支障があるとき。 3 指定管理者は、第1項の規定による使用の許可の際、管理上必要な条件を付けることができる。
標準処理 期間	14日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	地域づくり推進課
処分の 名称	体験交流施設大津島海の郷 使用料の還付
処分権者	指定管理者
根拠規定	周南市体験交流施設大津島海の郷条例第13条ただし書
基準規定	周南市体験交流施設大津島海の郷条例第13条ただし書
審査基準	周南市体験交流施設大津島海の郷条例第 1 3 条ただし書 （使用料の還付） 第 1 3 条 既に納付された使用料は、返還しない。ただし、使用者がその責めに帰することのできない理由により、海の郷を使用することができなくなったときは、この限りでない。
標準処理 期間	1 4 日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	地域づくり推進課
処分の 名称	体験交流施設大津島海の郷 使用の許可
処分権者	指定管理者
根拠規定	周南市体験交流施設大津島海の郷条例第8条第1項
基準規定	周南市体験交流施設大津島海の郷条例第8条第2項・第3項
審査基準	周南市体験交流施設大津島海の郷条例第8条第2項、第3項 （使用等の許可） 第8条 2 指定管理者は、海の郷の施設を使用しようとする者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その使用を許可してはならない。 （1） 海の郷の設置の目的に反して使用のおそれがあるとき。 （2） 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。 （3） 海の郷の施設、設備、備品その他の物を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。 （4） 前3号に掲げるほか、海の郷の管理に支障を及ぼすおそれがあるとき。 3 指定管理者は、第1項に規定する許可を行うに当たり必要と認めるときは、管理上必要な条件を付けることができる。
標準処理 期間	14日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	地域づくり推進課
処分の 名称	使用料の減免
処分権者	市長
根拠規定	周南市向道湖ふれあいの家条例第10条第3項
基準規定	周南市向道湖ふれあいの家条例第10条第3項 周南市向道湖ふれあいの家条例施行規則第4条
審査基準	1 周南市向道湖ふれあいの家条例第10条第3項 （使用料） 第10条3 市長は、公益上特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。 2 周南市向道湖ふれあいの家条例施行規則第4条 （使用料の減額又は免除） 第4条 条例第10条第3項の規定による使用料の減額の基準は、次の各号に掲げる場合で当該各号に定めるとおりとする。ただし、第3号を除き、冷暖房使用料は、減額しない。 （1）市以外の官公庁が使用するとき。 50パーセント減額 （2）市が後援するとき（入場料その他これに類する料金を徴収する場合を除く。）。 30パーセント減額 （3）その他市長が特に必要と認めるとき。 市長が定める割合の減額 2 条例第10条第3項の規定による使用料の免除の基準は、次のとおりとする。ただし、第1号及び第6号を除き、冷暖房使用料は、免除しない。 （1）市が主催又は共催するとき。 （2）ふれあいの中の設置目的にそって、市内の公共的団体が使用するとき。 （3）ふれあいの中の指定管理者が行政目的で使用するとき。 （4）市内の保育園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び社会福祉施設の幼児、児童、生徒及び学生により組織された団体が、教育目的で使用するとき。 （5）市内の文化・健康サークル等が、交流目的で使用するとき。 （6）その他市長が特に必要と認めるとき。 3 使用料の減額又は免除を受けようとする者は、周南市向道湖ふれあいの家使用許可申請書とともに、周南市向道湖ふれあいの家使用料減免申請書（別記様式第3号）を市長に提出しなければならない。ただし、減額又は免除の基準に該当することを確認できる場合は、この限りでない。
標準処理 期間	14日（総合支所又は支所を経由した場合は別に1日を要する。）
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	地域づくり推進課
処分の 名称	使用の許可、許可事項変更の許可
処分権者	市長
根拠規定	周南市向道湖ふれあいの家条例第7条
基準規定	周南市向道湖ふれあいの家条例第8条
審査基準	周南市向道湖ふれあいの家条例第8条 （使用許可の制限） 第8条 指定管理者は、ふれあいの家を使用しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用を許可してはならない。 （1） 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。 （2） 施設、備品等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。 （3） 営利を目的として使用するとき。 （4） その他ふれあいの家管理上支障があるとき。 2 指定管理者は、前条の規定による使用の許可（以下「許可」という。）の際、管理上必要な条件を付すことができる。
標準処理 期間	14日（総合支所又は支所を経由した場合は別に1日を要する。）
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	地域づくり推進課
処分の 名称	使用料の還付
処分権者	市長
根拠規定	周南市向道湖ふれあいの家条例第11条
基準規定	周南市向道湖ふれあいの家条例第11条 周南市向道湖ふれあいの家条例施行規則第6条
審査基準	1 周南市向道湖ふれあいの家条例第 1 1 条 （使用料の還付） 第11条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。 （1） 使用者の責めに帰さない理由により使用することができなくなったとき。 （2） 使用前に使用許可の取消しを申し出て、市長において相当の理由があると認めたとき。 （3） その他管理上の都合により使用許可を取り消したとき。 2 周南市向道湖ふれあいの家条例施行規則第 6 条 （使用料の還付） 第6条 条例第11条ただし書の規定により使用料の還付を受けようとする者は、速やかに周南市向道湖ふれあいの家使用料還付申請書（別記様式第6号）を市長に提出しなければならない。
標準処理 期間	14日（総合支所又は支所を経由した場合は別に 1 日を要する。）
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	地域づくり推進課
処分の 名称	認可地縁団体の解散後の財産の処分の認可
処分権者	市長
根拠規定	地方自治法第260条の31第2項
基準規定	地方自治法第260条の31第1項・第2項
審査基準	地方自治法第260条の31第2項 〔残余財産の帰属〕 第二百六十条の三十一 解散した認可地縁団体の財産は、規約で指定した者に帰属する。 ② 規約で権利の帰属すべき者を指定せず、又はその者を指定する方法を定めなかつたときは、代表者は、市町村長の認可を得て、その認可地縁団体の目的に類似する目的のために、その財産を処分することができる。ただし、総会の決議を経なければならない。
標準処理 期間	14日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	地域づくり推進課
処分の 名称	地縁による団体の認可
処分権者	市長
根拠規定	地方自治法第260条の2第1項
基準規定	地方自治法第260条の2第1項・第2項・第3項・第4項・第5項 地方自治法施行規則第18条
審査基準	地方自治法第260条の2第1項 〔地縁による団体〕 第二百六十条の二 町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体（以下本条において「地縁による団体」という。）は、地域的な共同活動のための不動産又は不動産に関する権利等を保有するため市町村長の認可を受けたときは、その規約に定める目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。 ② 前項の認可は、地縁による団体のうち次に掲げる要件に該当するものについて、その団体の代表者が総務省令で定めるところにより行う申請に基づいて行う。 一 その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域 社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動 を行っていることと認められること。 二 その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。 三 その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となつていること。 四 規約を定めていること。 ③ 規約には、次に掲げる事項が定められていなければならない。 一 目的 二 名称 三 区域 四 主たる事務所の所在地 五 構成員の資格に関する事項 六 代表者に関する事項 七 会議に関する事項 八 資産に関する事項 ④ 第二項第二号の区域は、当該地縁による団体が相当の期間にわたつて存続している区域の現況によらなければならない。 ⑤ 市町村長は、地縁による団体が第二項各号に掲げる要件に該当していると認めるときは、第一項の認可をしなければならない。
標準処理 期間	30日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	地域づくり推進課
処分の 名称	認可地縁団体の規約の変更の認可
処分権者	市長
根拠規定	地方自治法第260条の3第2項
基準規定	地方自治法第260条の3第1項
審査基準	地方自治法第260条の3第1項、第2項第260条の3 認可地縁団体の規約は、総構成員の4分の3以上の同意があるときに限り、変更することができる。ただし、当該規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。 2 前項の規定による規約の変更は、市町村長の認可を受けなければ、その効力を生じない。
標準処理 期間	14日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	地域づくり推進課
処分の 名称	特定非営利活動法人の事業の成功の不能による解散の認定
処分権者	市長
根拠規定	特定非営利活動促進法第31条第2項
基準規定	特定非営利活動促進法第31条第1項第3号・第2項・第3項
審査基準	特定非営利活動促進法第31条第2項 （解散事由） 第三十一条 特定非営利活動法人は、次に掲げる事由によって解散する。 - 一 社員総会の決議 - 二 定款で定めた解散事由の発生 - 三 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能 - 四 社員の欠亡 - 五 合併 - 六 破産手続開始の決定 - 七 第四十三条の規定による設立の認証の取消し 2 前項第三号に掲げる事由による解散は、所轄庁の認定がなければ、その効力を生じない。 3 特定非営利活動法人は、前項の認定を受けようとするときは、第一項第三号に掲げる事由を証する書面を、所轄庁に提出しなければならない。
標準処理 期間	30日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	地域づくり推進課
処分の 名称	特定非営利活動法人の合併の認証
処分権者	市長
根拠規定	特定非営利活動促進法第34条第3項
基準規定	特定非営利活動促進法第10条第1項～第3項、第12条第1項～第3項、第34条
審査基準	特定非営利活動促進法第34条第3項 （合併手続） 第三十四条 特定非営利活動法人が合併するには、社員総会の議決を経なければならない。 2 前項の議決は、社員総数の四分の三以上の多数をもってしなければならない。ただし、定款に特別の定めがあるときは、この限りでない。 3 合併は、所轄庁の認証を受けなければ、その効力を生じない。 4 特定非営利活動法人は、前項の認証を受けようとするときは、第一項の議決をした社員総会の議事録の謄本を添付した申請書を、所轄庁に提出しなければならない。 5 第十条及び第十二条の規定は、第三項の認証について準用する。
標準処理 期間	60日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	地域づくり推進課
処分の 名称	特定非営利活動法人の定款の変更の認証
処分権者	市長
根拠規定	特定非営利活動促進法第25条第3項
基準規定	特定非営利活動促進法第11条第1号～第7号・第11号～第13号、第12条第1項・第2項、第25条第3項～第5項、第26条第1項・第2項
審査基準	特定非営利活動促進法第25条第3項 （定款の変更） 第二十五条 3 定款の変更（第十一条第一項第一号から第三号まで、第四号（所轄庁の変更を伴うものに限る。）、第五号、第六号（役員の定数に係るものを除く。）、第七号、第十一号、第十二号（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。）又は第十三号に掲げる事項に係る変更を含むものに限る。）は、所轄庁の認証を受けなければ、その効力を生じない。 4 特定非営利活動法人は、前項の認証を受けようとするときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を添付した申請書を、所轄庁に提出しなければならない。この場合において、当該定款の変更が第十一条第一項第三号又は第十一号に掲げる事項に係る変更を含むものであるときは、当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を併せて添付しなければならない。 5 第十条第二項及び第三項並びに第十二条の規定は、第三項の認証について準用する。
標準処理 期間	60日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	地域づくり推進課
処分の 名称	特定非営利活動法人の設立の認証
処分権者	市長
根拠規定	特定非営利活動促進法第10条第1項、第12条
基準規定	特定非営利活動促進法第2条第1項・第2項、第10条、第11条、第12条第1項・第2項・第3項、第20条、第21条、別表
審査基準	特定非営利活動促進法第10条第1項、第12条 （設立の認証） 第十条 特定非営利活動法人を設立しようとする者は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、次に掲げる書類を添付した申請書を所轄庁に提出して、設立の認証を受けなければならない。 一 定款 二 役員に係る次に掲げる書類 イ 役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。以下同じ。） ロ 各役員が第二十条各号に該当しないこと及び第二十一条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本 ハ 各役員の住所又は居所を証する書面として都道府県又は指定都市の条例で定めるもの 三 社員のうち十人以上の者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面 四 第二条第二項第二号及び第十二条第一項第三号に該当することを確認したことを示す書面 五 設立趣旨書 六 設立についての意思の決定を証する議事録の謄本 七 設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書 八 設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書（その行う活動に係る事業の収益及び費用の見込みを記載した書類をいう。以下同じ。） （認証の基準等） 第十二条 所轄庁は、第十条第一項の認証の申請が次の各号に適合すると認めるときは、その設立を認証しなければならない。 一 設立の手續並びに申請書及び定款の内容が法令の規定に適合していること。 二 当該申請に係る特定非営利活動法人が第二条第二項に規定する団体に該当するものであること。 三 当該申請に係る特定非営利活動法人が次に掲げる団体に該当しないものであること。 イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下この号及び第四十七条第六号において同じ。） ロ 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下この号において同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から五年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制の下にある団体 四 当該申請に係る特定非営利活動法人が十人以上の社員を有するものであること。
標準処理 期間	60日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	地域づくり推進課
処分の 名称	特定非営利活動法人の残余財産の譲渡の認証
処分権者	市長
根拠規定	特定非営利活動促進法第32条第2項
基準規定	特定非営利活動促進法第11条、第32条
審査基準	特定非営利活動促進法第32条第2項 （残余財産の帰属） 第三十二条 2 定款に残余財産の帰属すべき者に関する規定がないときは、清算人は、所轄庁の認証を得て、その財産を国又は地方公共団体に譲渡することができる。
標準処理 期間	30日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	地域づくり推進課
処分の 名称	使用の許可（変更許可を含む。）
処分権者	市長、指定管理者
根拠規定	周南市市民センター条例第6条、第13条、第14条
基準規定	周南市市民センター条例第7条
審査基準	周南市市民センター条例 （使用の許可） 第6条 センターを使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。 2 市長は、前項の許可をする場合において、センターの管理運営上必要があるときは、その使用について条件を付し、又は指示をすることができる。 3 第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、許可を受けた目的以外に使用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。 （許可の制限） 第7条 市長は、センターを使用しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前条第1項の許可をしないものとする。 （1） 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。 （2） センターの建物、附属設備、備品等を損傷し、又は汚損するおそれがあるとき。 （3） 前2号に掲げるもののほか、センターの管理運営上支障があるとき。 （指定管理者による管理） 第13条 市長は、センターの設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、センターの管理を行わせることができる。 2 指定管理者が行う業務は、次に掲げるものとする。 （1） センターの施設及び附属設備等の維持管理に関する業務 （2） センターの施設及び附属設備等の使用の許可に関する業務 （3） 第3条に定める事業の実施に関する業務 （4） 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務 第14条 前条の規定により指定管理者に管理を行わせる場合における第4条から第8条までの規定の適用については、第4条及び第5条中「市長が特に必要と認めるときは」とあるのは「指定管理者が特に必要と認めるときは、市長の承認を得て」と、第6条から第8条までの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。
標準処理 期間	14日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	地域づくり推進課
処分の 名称	使用料の減額又は免除
処分権者	市長
根拠規定	周南市市民センター条例第9条第3項
基準規定	周南市市民センター条例施行規則第6条、別表2
審査基準	周南市市民センター条例第9条 （使用料） 3 市長は、特別な理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。 周南市市民センター条例施行規則第6条 （使用料の減額又は免除） 条例第9条第3項の規定による使用料の減額又は免除（以下「減免」という。）の基準は、別表第2のとおりとする。 2 前項の規定にかかわらず、条例別表第3の冷暖房使用料及び別表第1の附属設備等使用料（野外広場を除く。）は、別表第2の1の（1）、（2）及び4に規定する場合を除き、減免の対象としない。 3 入場料その他これに類するものを徴収し、又は物品販売を行う場合については、別表第2の1の（1）及び4に規定する場合を除き、使用料の減免はしないものとする。 4 使用料の減免を受けようとする者は、使用許可申請書にその旨を記入し、市長に提出しなければならない。
標準処理 期間	14日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	地域づくり推進課
処分の 名称	認可地縁団体の印鑑の登録
処分権者	市長
根拠規定	周南市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する規則第3条
基準規定	周南市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する規則第3条、第4条、第5条
審査基準	周南市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する規則第3条、第4条、第5条 （登録の申請） 第3条 認可地縁団体印鑑の登録を受けようとする者は、登録を受けようとする認可地縁団体印鑑を持参し、認可地縁団体印鑑登録申請書（別記第1号様式）により自ら市長に申請しなければならない。 2 前項の認可地縁団体印鑑登録申請書の代表者等の氏名の次に押す印鑑は、代表者等がその住所地において登録している個人の印鑑（以下「個人印鑑」という。）とする。 3 第1項の規定による申請をするときは、本市において個人印鑑を登録している者は周南市印鑑条例（平成15年周南市条例第13号）第12条に規定する印鑑登録証明書を添付し、それ以外の者は当該住所地の市町村又は特別区の長が作成した個人印鑑の登録の証明書を提出しなければならない。 （登録申請の審査） 第4条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号。以下「施行規則」という。）第21条第2項の規定に基づき作成された台帳（以下「地縁団体登録台帳」という。）の記載事項並びに前条第3項の印鑑登録証明書又は個人印鑑の登録の証明書の記載事項及び印影と照合するとともに、認可地縁団体印鑑登録申請書に記載されている事項等について審査するものとする。 （登録印鑑） 第5条 登録できる認可地縁団体印鑑は、1団体につき1個に限るものとする。 2 市長は、登録申請された認可地縁団体印鑑が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該認可地縁団体印鑑の登録申請を受理しないものとする。 （1） ゴム印その他印影の変化しやすいもの （2） 印影の大きさが一辺8ミリメートル以上30ミリメートル以下の正方形の中に収まる大きさでないもの （3） 印影が不鮮明なもの又は文字の判読が困難なもの （4） その他市長が不適当と認めるもの
標準処理 期間	
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	地域づくり推進課
処分の 名称	認可地縁団体の印鑑登録証明書の交付
処分権者	市長
根拠規定	周南市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する規則第7条
基準規定	周南市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する規則第7条、第8条
審査基準	周南市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する規則第7条第2項 （認可地縁団体印鑑登録証明書の交付） 第7条 認可地縁団体印鑑の登録を受けている者は、認可地縁団体印鑑登録証明書の交付を受けようとするときは、登録している認可地縁団体印鑑を押印した認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書（別記第3号様式）により自ら市長に申請しなければならない。 2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、認可地縁団体印鑑登録原票の登録事項及び地縁団体登録台帳の記載事項に基づき審査するとともに、前項の申請書に押印された認可地縁団体印鑑の印影と認可地縁団体印鑑登録原票に登録された印影との照合を行い、当該申請が適正であることを確認した上で、申請者に対して認可地縁団体印鑑登録証明書（別記第4号様式）を交付するものとする。
標準処理 期間	
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	地域づくり推進課
処分の 名称	認可地縁団体の印鑑登録の廃止
処分権者	市長
根拠規定	周南市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する規則第9条
基準規定	周南市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する規則第9条
審査基準	周南市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する規則第9条 （登録廃止の申請） 第9条 認可地縁団体印鑑の登録を受けている者は、当該認可地縁団体印鑑の登録を廃止しようとするときは、認可地縁団体印鑑登録廃止申請書（別記第5号様式）により、自ら市長に申請しなければならない。 2 認可地縁団体印鑑の登録を受けている者は、当該認可地縁団体印鑑を亡失したときは、直ちに認可地縁団体印鑑登録廃止申請書により当該認可地縁団体印鑑の登録の廃止を自ら市長に申請しなければならない。
標準処理 期間	
備考	